

広島県告示第二百九十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定による応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 期 間
医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
ふたば病院	呉市広白石四丁目七番二二号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
聖ラザロ病院	呉市焼山南一丁目八番三三号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構賀茂 精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
宗近病院	東広島市西条町御園宇七〇三番 地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一の一	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
医療法人大林会 福山仁風荘病 院	福山市佐波町五七六番地の一	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町三〇二番地の二	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
光の丘病院	福山市駅家町大字向永谷三〇二 番地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで